

同性婚の法制化の議論を強く求める意見書

同性同士の結婚を認めない民法等の規定は日本国憲法に違反するとして、２０１９年以降、全国５つの裁判所で訴訟が提起された。

２０２３年５月の名古屋地方裁判所の判決では、同性カップルに対し、婚姻に伴う法的効果が付与されないだけでなく、その関係を国の制度で公証されず、その関係を保護する枠組みすら与えられていないことは、法の下での平等を定めた憲法第１４条だけでなく、婚姻に関する法制定で個人の尊厳に基づくことを求めた憲法第２４条第２項に違反するとの判断が全国で初めて示された。

それに続く２０２３年６月の福岡地方裁判所においても、憲法第２４条第２項に違反する状態にあるとの判決が出された。さらに２０２４年１２月の福岡高等裁判所において、異性婚と同様に婚姻制度の利用を認めなければ憲法違反の状態は解消されないとして違憲判決が出された。

また、２０２２年６月に大阪地方裁判所では合憲との判断が下されたが、２０２５年３月の大阪高等裁判所において違憲判決が出された。婚姻は人生における幸福追求のための重要な選択肢で、同性カップルがこれを享受できないのは人格的利益を著しく損なうとし、同性カップルについてのみ婚姻と別の制度を設けることは新たな差別を生み出すおそれがあり、不合理な差別を根本的に解消できないとの指摘がされた。

これらの訴訟により、全国５つの高等裁判所において違憲と判断した法律がそのままにされている状態であり、国には一刻も早く立法に向けた議論が求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、全国５つの高等裁判所において同性婚を認めないことが違憲との判決が下されたことを踏まえて、早急に同性婚の法制化の議論を進めていくよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２６日

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣 殿
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 熊切和人